

浜長保険センター安全だより

令和 2 年 4 月 22 日

浜長保険センター 第 41 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

4月

今年は、新型コロナウイルス感染の影響で春爛漫を楽しむことはできませんでしたが、来年は倍の楽しみが待っていることを期待しましょう。コロナウイルスのパンデミック影響で世界中が大きな不安に包まれています。政府は16日、全国に緊急事態宣言が発令されました。1日でも早く平穏な日々が戻ってくることを願うばかりであります。



自動車は、自動車の保管場所があるとして車庫証明を添え購入することになります。道路は不特定多数の方が利用する公共の場所です。駐車自動車の陰から飛び出した子どもと衝突する事故、また円滑な交通の流れを阻害するなど様々な影響を及ぼします。今回は身近な駐車について、法的な解釈を加えて解説します。

問 自動車を離れてわずか5分間であったのに、放置駐車違反として反則金を払うことになった。駐車ではなく、停車ではないのか？

答 「駐車」とは、「車両等が、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること。ただし、**貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの**及び人の乗降のための停止を除く。又は車両等が停止し、かつ、その車両等の運転者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。」と規定されています。(道路交通法第2条第18号)

問 分かり易く説明できないか？

答 規定されている内容を整理します。駐車とは、次の2つに分かれます。

ア 継続的停止～**継続的に停止**すること。貨物の積卸しは、駐りに位置付けておりますが、5以内の貨物の積卸しは停車とみなしております。人の乗降の場合は5分という時間的な制約はありませんので、5分を超えても駐車となりません。この点を理解しておく必要があります。

イ みなす駐車～車両等が停止し、かつ、運転者がその**車両等を離れて、直ちに運転ができない状態**にあるときは**停車であっても駐車とみなされます。**

問 車両等を離れて、直ちに運転ができない状態とは、どんな状態を言うのか？

答 運転席から下車しても、自動車の傍に居て直ぐに移動できる状態、又は少し離れていても直ぐに移動できる状態を言います。この点に関する判例を紹介します。

待ち合わせの友人に対し、電話連絡するため、エンジンを止めたうえ、自動車から7メートル離れた店頭の前赤電話のところに行き、電話帳をくって先方の番号を調べ、電話をかけようとしたとき、バトカーのマイクで駐車違反であることを告げられ車に帰ったが、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあたる。(昭39.3.11 最高裁)

と判示され、直ちに運転できない状態で自動車を離れば**例え3分でも放置駐車違反**となります。

問 青車庫空

駐車禁止場所ではない道路に自動車を車庫替わりに置けば、違反になるのか？

答 いわゆる「青空駐車」として、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(車庫法)違反に該当します。

昼夜を問わず継続して12時間、夜間8時間駐車すること、また、時間を問わず、常時、車庫替わりに道路に置くことも車庫法違反になります。

問 歩道に自動車の半分を乗り上げ停車している自動車を見かけることがあるが、違反にならないのか？

答 交通の妨害にならないとしても、車道の左側端に沿っていないので、駐車方法違反に該当します。

「停車又は駐車の方法」として、道路交通法第47条に次のとおり規定されています。

第1項「車両は、人の乗降又は貨物の積卸しのため停車するときは、できる限り道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。」と規定されています。駐車も停車と同様です。

